令和元年度 ツキノワグマ管理検討委員会

日 時 令和元年 11 月 26 日 (火) 14:00~16:00 場 所 岩手県公会堂 26 号室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 新任委員紹介
- 4 議事
- (1) 令和元年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について
- (2) 北奥羽地域の個体数推定について
- (3) 令和元-2年次のツキノワグマ捕獲上限数の設定について
- (4) その他
- 5 閉 会

ツキノワグマ管理検討委員会委員出席者名簿

区分	所属	職名	氏 名	備考
	東北地域環境計画研究会	会長	由 井 正 敏	
学識	国立大学法人岩手大学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	
経験者	盛 岡 市 動 物 公 園	園長	辻 本 恒 徳	欠席
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代表	宇 野 壮春	
	岩手県鳥獣保護管理員協議会	会長	藤澤富男	
関係	公益社団法人岩手県猟友会	専 務 理 事	菅 野 範 正	
団体	岩手県森林組合連合会	業務部長	深澤明広	欠席
	全国農業協同組合連合会岩 手 県 本 部 資 材 部	営農技術課長	加澤直志	
研究 団体	岩手県ツキノワグマ研究会	事務局長	藤村正樹	
	東 北 森 林 管 理 局 計 画 保 全 部 保 全 課	課長	片 岡 操	
行政	岩 手 県 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課	担い手対策課長	今 泉 元 伸	
機関	岩 手 県 農 林 水 産 部 森 林 整 備 課	整備課長	及 川 明 宏	
	岩 手 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 生 活 環 境 課	課長	加藤秀昭	代理出席 課長補佐: 柾本貴徳
	盛岡市環境部環境企画課	課長	千 葉 信 幸	代理出席 課長補佐:菅原真理
市 町 <u></u> 村	遠 野 市 産 業 部 農 林 課	課長	奥 寺 孝 光	
	八 幡 平 市 農 林 課	課長	田 村 泰 彦	
	岩 泉 町 農 林 水 産 課	課長	佐々木 修二	

ツキノワグマ管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討委員会」(以下「委員会」という。) を設置する。

(検討事項)

- 第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
 - (2) 個体数管理に関すること
 - (3) 生息環境の整備に関すること
 - (4) 被害防除対策に関すること
 - (5) モニタリング調査に関すること。
 - (6) その他ツキノワグマの管理に関すること。

(組織)

- 第3 委員会は、委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者の うちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名す る委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって 構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。
- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成15年12月24日から施行する。
- この要綱は、平成18年3月16日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月6日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月25日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月13日から施行する。
- この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

令和元年度 ツキノワグマ管理検討委員会

本文資料 目次

【報告事項】
I 令和元年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について
1 出没の状況1
2 被害及び防除対策1
3 捕獲の状況4
4 モニタリング調査6
5 隣接県との調整7
Ⅱ 北奥羽地域の個体数推定について8
【協議事項】 令和元-2年次のツキノワグマ捕獲上限数について11

【報告事項】

I 令和元年度のツキノワグマ管理施策の取組状況について

1 出没の状況 [資料1]

今年度のツキノワグマの出没数は 10 月末現在で 2,699 件であり、過去 5 年間では平成 28 年に次いで多い出没となった。

(単位:件)

区分	H26	H27	H28	H29	Н30	R元
10 月末現在	2, 154	1, 332	2,972	2, 498	2,530	2,699
年間	2, 221	1, 370	3,070	2, 575	2,612	

2 被害及び防除対策 [資料2-1, 2-2, 2-3]

(1) 被害状況

① 人身被害の状況

今年度(10月末現在)の人身被害は件数 15件、人数 16人。例年と同様に、北上高地での発生が多い。

【人身被害】 (単位:件、人)

区分	H2	26	Н2	27	H2	28	H2	29	НЗ	30	R	元
	件数	人数										
北上高地	7	8	8	8	1 0	1 0	1 1	1 1	8	8	9	9
北奥羽	6	8	3	4	6	8	5	6	4	4	6	7
計	1 3	1 6	1 1	1 2	1 6	1 8	1 6	1 7	1 2	1 2	1 5	1 6
年間	1 3	1 6	1 3	1 4	1 7	1 9	1 6	1 7	1 2	1 2	-	_

② 農林業被害の状況 [資料3]

平成30年度の農業被害は、総額4,206万円で、平成29年度とほぼ同額である。 平成27年度以降は果樹の被害額が増加している。

【農業被害】 (単位:ha、万円)

区分	H26		H27		H28		H29		Н30	
	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額	面積	被害額
水稲	2.9	593	3.3	461	2.2	162	3.8	208	1. 1	117
野菜	3.5	307	1.7	158	2.3	275	2.2	209	3.2	465
果樹	5. 7	1,275	4.4	561	4.2	783	10.7	1, 122	7.3	1, 404
飼料	51.2	2,731	16. 1	1, 260	30.0	2, 157	37.1	2,644	26. 2	2, 208
その他	6.7	125	0.2	37	6. 7	90	0.9	49	1. 1	12
計	70.0	5,031	25.7	2, 477	45.4	3, 467	54.7	4, 232	38.9	4, 206

林業被害については、平成 27 年度以降発生していなかったが、平成 30 年度はス ギ林において皮剥ぎ被害が発生している。

【林業被害】

区分	H26	H27	H28	H29	Н30
区域面積 (ha)	139.65	0	0	0	1.92
実損面積 (ha)	0.73	0	0	0	0.87
損害額 (万円)	214	0	0	0	239

(2) 防除対策の状況

① 人身被害防止対策

ア ツキノワグマの出没に関する注意喚起通知

今年度は、ブナの結実が不作と見込まれたことや、積雪量が少なく冬眠明けの活動が早まる可能性が高かったことから、平成31年3月20日付けで「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表した。

また、人里への出没や人身被害、農畜産物被害の発生のおそれがあることから、季節ごとに各市町村等へ注意喚起及び出没時における適切な対応について周知を図った。

【実施内容】通知(4回)

【実施時期】下記のとおり

【注意喚起通知内容の詳細】

通知時期	注意喚起等依頼先	主な内容
Н31.3.20	各市町村、農林水産部、広域振興	ツキノワグマの出没に関する注
пэт. э. 20	局、県警本部、県政記者クラブ	意報
H31. 4. 15	各市町村、農林水産部、広域振興	春の山菜採りシーズンに向けた
пот. 4. 10	局、県警本部、県政記者クラブ	注意喚起
D1 7 00	各市町村、農林水産部、広域振興	夏季の行楽シーズンに向けた注
R1. 7. 23	局、県警本部	意喚起
D1 0 20	各市町村、農林水産部、広域振興	秋のキノコ採りシーズンに向け
R1. 9. 30	局、県警本部、県政記者クラブ	た注意喚起

イ 各種媒体を活用した注意喚起

【実施内容】 県の広報誌へ掲載、ホームページ更新、コンビニ等へのリーフレットの配付を行った。

【実施時期】 通年

【内 容】

時期	媒体	社名及び内容等
H31.4月号	岩手の林業	「ツキノワグマの出没に関する注意報を発表中!」
Н31. 4.22	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意!」
R 1. 5.20	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意!」
R 1. 6.10	ツイッター	「クマに注意」

		「クマに遭わないための8か条」
R 1. 7.23	リーフレット	配布先:県内産直施設、道の駅、まちの駅、ホーム
		センター、高速道路 SA, PA 計 415 施設
D 1 7 🗆	11. 711	「クマに遭わないための8か条」
R 1. 7月	リーフレット	配布先:ファミリーマート 計 205 店舗
R 1. 8. 5	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意!」
R 1.9月号	岩手の林業	「ツキノワグマの出没に注意!」
R 1. 9.10	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意!」
译在	ホームページ	ツキノワグマの人身被害防止について
通年		各種リーフレット、被害マップ

ウ 地域における管理対策の推進

「ツキノワグマ管理計画」に基づき、各広域振興局において、市町村や警察等の関係者で構成される地区協議会を設置し、クマの管理に係る農林業被害防止対策について情報の共有を図った。

- ※ 平成30年度は9地区中7地区で実施(2地区は年度末から次年度当初に変更)。
- ※ 令和元年度は9地区中5地区で実施済み(10月末時点)。

エ 追払い対策の推進

クマ等の大型獣類追払いを目的とする花火弾や轟音玉等を取り扱うために必要となる火薬類取締法に基づく煙火消費保安講習会を岩手県と岩手県猟友会と共催で実施した。(10月5日、受講者110名:市町村職員、猟友会員、鳥獣保護管理員等)

② 農林業被害の防除対策

ア 鳥獣被害防止特措法の活用

【農林業被害防止計画策定市町村(ツキノワグマを対象とするもの)】 県内全市町村で策定した(33市町村)。

【主な計画内容】

電気柵設置、刈払い等環境整備、誘因物除去、追払い推進、実施隊による捕獲体制整備、普及啓発等。

③ ツキノワグマの生息環境整備

ア 天然性林の保全・管理

森林整備事業により、コナラ等(コナラ・ミズナラ・クリ)のツキノワグマの 餌となる広葉樹について、造林や保育等を実施した。

(単位:ha)

区分	H27	H28	H29	Н30	H30/H29 比
造林	57	50	59	45	76%
保 育 等 (除伐・間伐・更新伐)	17	34	39	23	59%

イ いわての森林づくり県民税の活用(いわて環境の森整備事業)

多様な公益的機能を有する森林環境の維持・保全等を目的とした「いわての森林づくり県民税」を活用し、森林所有者自らの管理が行き届かない森林を、針葉樹と広葉樹が混交した森林に誘導する混交林誘導伐(概ね5割の強度間伐)を実施。

(単位:ha)

区分	H27	H28	H29	Н30	H30/H29 比
混交林誘導伐	934	772	888	581	65%

④ その他出没等に関する対策

銃器が使用できない市街地等への出没対策として、吹き矢麻酔及び麻酔銃等を使用 した捕獲を行うため、危険猟法許可を取得(令和元年 5 月 20 日付け環東地野許第 1905201 号)。

【従事者】3名(盛岡市動物公園1名、鳥獣保護センター2名)

3 捕獲の状況

(1) 捕獲頭数の管理 [資料 4-1, 4-2, 4-3]

① 平成30-令和元管理年次の捕獲状況

平成 30-令和元管理年次の捕獲頭数は、ブナの不作等による大量出没に伴い、北奥羽地区が 178 頭、北上高地地区が 270 頭、合計 448 頭で、過去最高の捕獲頭数となった。

ア 狩猟

過去5年で最も捕獲数が多い。狩猟期間を延長(11/1~11/14 の 14 日間延長) したことが主な要因と考えられる。

イ 有害捕獲

今年次の大量出没により過去最高の有害捕獲数となった。また、H27-28 年次の大量出没に比べ約 11 パーセント増となった。

ウ 春季捕獲

八幡平市で8頭、西和賀町で4頭、合計12頭捕獲。

【地域別の捕獲上限数及び捕獲状況】

(単位:頭)

地域	捕獲	Δ .τ. Δυ.		許可捕獲			うち
	上限	狩猟	有害	うち 放獣	春季	捕獲計	放獣
北奥羽	1 4 5	1 8	1 4 8	(13)	1 2	1 7 8	(13)
北上高地	2 3 0	6 2	2 0 8	(1)	0	2 7 0	(1)
計	3 7 5	8 0	3 5 6	(14)	1 2	4 4 8	(14)

※ 管理年次:平成30年11月1日~令和元年10月末

② 過去5年の捕獲状況

平成30-令和元年管理年次においては、クマの大量出没により有害捕獲が増加したことや、狩猟期間の延長に伴う狩猟による捕獲が増加したことにより、過去5年間

で最高の捕獲頭数となった。

【過去5年間の捕獲状況及び捕獲上限数】

(単位:頭)

					(1 1 2
区 分	H26-27	H27-28	H28-29	H29-30	H30-R1
狩猟	46	58	46	61	80
春季捕獲	10	17	10	11	12
有害捕獲	114	328	263	239	356
合計	170	403	319	311	448
うち放獣	(9)	(5)	(4)	(8)	(14)
捕獲上限数	353	342	363	363	375

③ 捕獲許可にかかる特例許可の試行 [資料5]

近年、ツキノワグマの出没や被害が増加していることから、平成26年6月1日から、市町村の判断による迅速かつ円滑な対応を確保するため、通常の許可手続きに加え、市町村ごとに捕獲上限を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う特例許可を行っている。

なお、特例許可の適用期間については、近年の春先の出没を勘案し、6月1日からの適用の期間の始期を5月1日からに見直しを行った。

【対 象】33 市町村(鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定済市町村)

【申 請】31 市町村(軽米町、九戸村を除く)

【許可期間】5月1日から10月末の期間中で、最大30日間

(2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

① 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとしている。

- ② 権限移譲状況 全市町村(平成21年度より)
- ③ 令和元年度実績 許可実績なし

【市町村における捕獲許可実績】

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績	備考
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0頭	人家敷地内への侵入
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1頭	人家敷地内への侵入
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0頭	人家敷地内への侵入
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1頭	人家敷地内への侵入
金ケ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0頭	日常生活範囲内での人身危害
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1頭	人家敷地内への侵入
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1頭	日常生活範囲内での人身危害

4 モニタリング調査

(1) 捕獲記録

狩猟や許可による捕獲者から提出された捕獲票を記録し、捕獲された個体の把握や捕獲上限の算定に活用した。

【対 象】 狩猟、春季、有害による捕獲個体。

【方 法】 捕獲実施者及び狩猟者からの提出された報告票を確認。

【記録内容】 捕獲日時、場所、体重、体長、性別、推定年齢、子連れの有無等。

(2) ブナ及び広葉樹堅果類の豊凶調査 [資料6]

クマの出没予測及び注意報等発表の判断材料とするため、ブナ及び広葉樹堅果類の 豊凶調査を実施した。

【対象】 北上高地 12 地点 (ナラ類)、北奥羽 9 地点 (ブナ、ナラ類)

【方法】 9月~10 月にかけて目視により、自然保護課、各広域振興局保健福祉環境 部・林務部及び環境保健研究センターにおいて実施。

(3) ツキノワグマ生息数調査事業 (大規模へアトラップ調査)

平成30年度から令和3年度までの4か年で3地域(北奥羽、北上高地南部、北上高地北部)に分けて生息数調査を実施し、個体数の推定を行うこととし(前回調査は、H21~24年度に実施)、本年度までに北奥羽地域について推定を行った。今後は、北上高地(南部・北部)の個体数について、順次調査を行うこととしている。

【実施期間・地域】

- ① H30~R1 北奥羽地域
- ② R1~R2 北上高地南部 (予定)
- ③ R2~R3 北上高地北部(予定)

(4) ツキノワグマ個体数密度調査(小規模へアトラップ調査)

前回の大規模へアトラップ調査終了後の平成25年度から継続的に県内の生息密度の動向を把握するため、2市において調査を実施した。

【対象地域】 花巻市(北奥羽)、遠野市(北上高地)

【調査方法】 平成 25 年度から継続的に実施。 2 市合わせて約 50 基のヘアトラップを 設置。

【調査結果】

花巻市(北奥羽)	H25	H26	H27	H28	H29	H30
個体数密度(頭/km²)	1.00	1.01	0.95	1.46	1. 39	1.36
95%信用区間下限	0.75	0.75	0.66	1.12	1.03	0.94
95%信用区間上限	1.36	1.41	1.35	1.87	1.96	2.02

遠野市 (北上高地)	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
個体数密度(頭/km²)	0.31	0.29	0.27	0.31	0.40	0.33
95%信用区間下限	0.23	0.20	0.19	0.23	0.27	0.24
95%信用区間上限	0.41	0.42	0.39	0.42	0.59	0.46

(5) 春季捕獲に係る痕跡調査 [資料7]

ツキノワグマの伝統的な猟法を保全し、持続的な利用を図ることを目的として 2 市町において実施した。

【対象】春季捕獲実施市町村(八幡平市、西和賀町)

【方法】踏査による目視調査

(6) 放射性物質検査

平成 24 年度から出荷制限指示が継続されており、クマ肉においては、県南地域を 中心に基準値を超過する検体が確認されている。

年度	検体数 (基準値超過数)	基準値超過市町村	出荷制限 指示月日
H23	8 検体 (超過 2 検体)	一関市、奥州市	
H24	11検体 (超過2検体)	一関市、陸前高田市	
H25	24 検体 (超過3 検体)	一関市、奥州市、陸前高田市	
H26	27検体 (超過2検体)	一関市	
H27	15検体 (超過2検体)	一関市、大船渡市	H24.9.10 (継続中)
H28	2 1 検体 (超過 5 検体)	一関市、大船渡市、陸前高田市、奥 州市、金ケ崎町	
H29	6 検体 (超過 1 検体)	陸前高田市	
Н30	23 検体 (超過 8 検体)	平泉町、陸前高田市、一関市、 金ケ崎町、大船渡市	
R元.10	10 検体 ※ (超過1 検体)	平泉町	

^{※10} 月末現在の検体数。R元年度では27 検体を検査予定。

5 隣接県との調整

- (1) 令和元年 11 月、北海道・東北自然保護主管課長会議において、東北各県とツキノワグマに係る情報交換を行った。
- (2) 隣県と情報交換を行い、ツキノワグマの捕獲状況、個体数調査の状況等を確認し、本県の状況についても情報提供を行った。

【秋田県個体数推定】 カメラトラップ調査(H29~R1)

推定個体数 3,700 頭(R1 調査結果により変動する見込み)

【青森県個体数推定】 カメラトラップ調査(H29~R1)

推定個体数 1,256 頭 (R1 調査結果により変動する見込み)

【報告事項】

Ⅱ 北奥羽地域の個体数推定について

1 DNA 分析・個体数推定

- (1) 大規模へアトラップ調査で採取した**サンプルをDNA分析**した結果、**北奥羽地域では 190 個体が識別**された。
- (2) 識別された個体から環境省が推奨している「クマ類の個体数を調べるヘア・トラップ法とカメラ法の手引き」の統計手法を用いて個体数推定を行ったもの。

【個体識別結果】

	H21 (前回)	H30 (今回)	増減
トラップ設置基数	193	142	▲ 51
サンプル数	1,041	827	▲ 214
個体識別(頭)	224	190	▲ 34

2 北奥羽地域の個体数推定結果

(1) 生息密度

クマのトラップ利用状況から個体の行動範囲を推定し、クマの北奥羽地域の生息密度を算出した結果、中央値で0.506頭/km2となり前回調査から0.15頭/km2増加した。

(単位:頭/km2)

生息密度	H21 (前回)	H30 (今回)	増減
中央値	0.356	0.506	0.150
95%信頼区間下限値	0. 279	0.377	_
95%信頼区間上限値	0.453	0.678	_

(2) 推定頭数

生息密度を前回調査で使用している北奥羽地域のクマの生息面積に乗じ、推定した 頭数は中央値で 1,869 頭となり、前回調査から 555 頭増加した。

(単位:頭)

推定頭数	H21 (前回)	H30 (今回)	増減	
中央値	1,300 (=1,314)	$1,900 \ (=1,869)$	600 (≒ 555)	
95%信頼区間下限値	1,031	1, 393	_	
95%信頼区間上限値	1,675	2, 505		

3 全県の個体数推定

北奥羽地域と北上高地地域を合わせた全県の推定頭数は以下のとおり。

(単位:頭)

地域	現行推定頭数	新推定頭数
北奥羽	1, 300	1,900
北上高地	2, 100	2, 100
合計	3, 400	4,000

※ 北上高地については現在調査中であることから推定頭数は同数としている。

ヘア・トラップを用いたツキノワグマの生息数調査

岩手県環境保健研究センター 地球科学部 鞍懸 重和

ヘア・トラップとは広葉樹林内に有刺鉄線と誘引用エサ(リンゴ)を設置してクマの体 毛を回収する装置である(図 1)。本調査では体毛から DNA を抽出して雌雄判別および個 体識別を行い、標識再捕獲法を用いてクマの生息数を推定する。

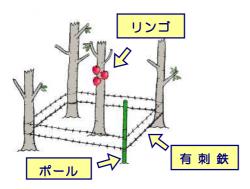


図 1 ヘア・トラップ模式図

[調査期間]

北奥羽地域;2018年6月初旬~8月中旬まで(4セッション)

[ヘア・トラップ設置数]

2009 年時の北奥羽地域の大規模HT調査で利用された $5 \text{km} \times 5 \text{km}$ メッシュから、16 メッシュを抽出し、ヘア・トラップを 1 メッシュあたり $8 \sim 9$ 基設置(御明神演習林は 1 メッシュ 20 基)した(図 2)。総数は 142 基。

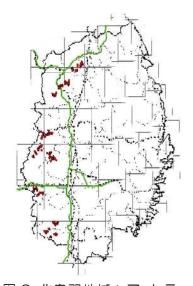


図 2 北奥羽地域ヘア・トラップ設置箇

[遺伝子解析の結果]

北奥羽地域では190頭のクマが確認(メス57頭,オス133頭)

[個体数推定法]

環境研究総合推進費による「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」(課題番号 S2-1-、平成 21-23 年度)の中で検討されたシミュレーションモデルをもとに解析を実施した(空間明示最尤法; Efford 2004)。

北奥羽地域;1869頭(95%信頼区間1393~2505頭)

[生息頭数の推定に向けた今後の検討]

今年度は北上高地南部地域に 137 基のヘア・トラップを設置した。来年度は北上高地 北部地域にヘア・トラップを設置し、今年の結果を併せて県全域の生息数を推定する。

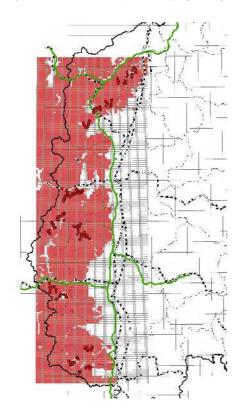


図3 北奥羽地域ヘア・トラップ設置箇所と生息区画図

【協議事項】

令和元-2年次 ツキノワグマ捕獲上限数について (案)

[資料8-1,8-2]

平成 30-令和元年次(令和元年 10 月 31 日まで)の捕獲上限数は3 7 5 頭(北奥羽地域個体群1 4 5 頭、北上高地地域個体群2 3 0 頭)であったが、放獣を除く実捕獲数は4 3 4 頭(北奥羽地域個体群165 頭、北上高地地域個体群269頭)となった。

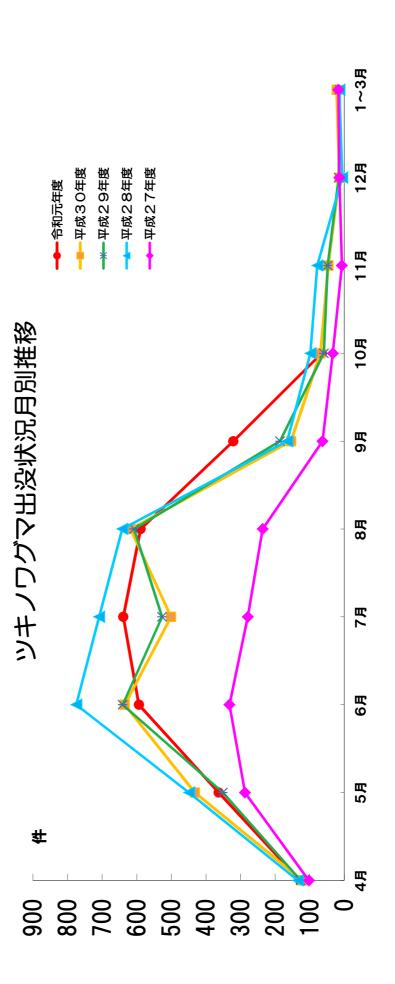
個体数管理を行うため令和元-2年次(令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日)に おける捕獲上限数を 5 0 8 頭(北奥羽地域個体群 2 4 9 頭、北上高地地域個体群 2 5 9 頭) とする。

(単位:頭)

区分	平成 30-令和	令和元-2年次		
区分	捕獲上限数 a	捕獲実績 b	差 c=a-b	捕獲上限数
北 奥 羽	1 4 5	1 6 5	▲ 2 0	2 4 9
北上高地	2 3 0	269	▲ 3 9	2 5 9
計	3 7 5	4 3 4	▲ 5 9	5 0 8

[※] 捕獲実績には、放獣を含まない。

事に、存	믵	2,699	2,612	2,575	3,070	1,370	2,221	2,370
-•	10月末計	2,699	2,530	2,498	2,972	1,332	2,154	2,297
	1~3月		22	13	14	17	20	17
	12月		14	16	9	14	8	12
	11月		46	48	78	7	39	44
	10月			69	86	33	66	72
	9月	321	154	186	165	63	253	164
	8月	289	618	809	642	236	497	520
	7月	689	501	527	602	279	407	485
	6月	594	635	641	775	332	379	552
	5月	363	432	351	449	287	383	380
	4月	128	121	126	134	102	136	124
		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	H26~30平均值

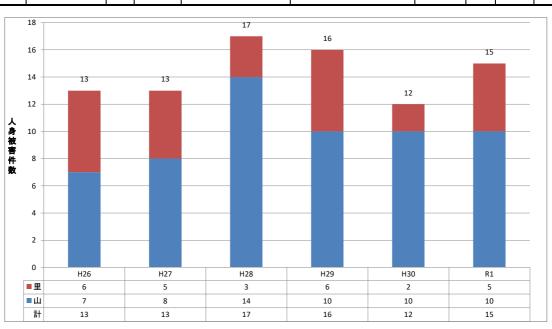


ツキノワグマによる人身被害の状況

資料2-1

	令和元年度【15件	令和元年度【15件16名】*令和元年9月27日現在									
番号	年月日	時刻			被害発生場所	状況	年齢	性別	被害の 程度	予防対策	里/山
1	平成31年4月28日	午後2時20分	昼	岩泉町	門字町向地内	山菜採り	60代	男性	軽症	不明	臣
2	令和元年5月4日	午後0時00分	昼	岩手町	一方井地内	山菜採り	60代2名	男性	軽症 重症	鈴	臣
3	令和元年5月14日	午前6時00分	朝	宮古市	平津戸地内	山菜採り	80代	男性	重症	不明	Щ
4	令和元年5月14日	午前11時35分	昼	盛岡市	川目地内	山菜採り	40代	男性	重症	不明	Щ
5	令和元年5月23日	午前11時40分頃	昼	花巻市	大迫町亀ケ森地内	田植替作業中	50代	男性	軽症	不明	里
6	令和元年5月25日	午後1時30分	昼	岩泉町	門字水上地内	オートバイ走行中	60 代	男性	軽症	不明	Щ
7	令和元年6月27日	午前8時20分	朝	八幡平市	松川国有林内	工事作業中	60代	男性	軽症	作業前の確認と追払い	Щ
8	令和元年7月7日	午後8時00分	夜	田野畑村	子木地地内	自宅の庭先	60 代	男性	軽症	不明	里
9	令和元年7月14日	午後0時30分	昼	北上市	和賀町藤根1地割地内	散歩中	50代	男性	軽症	不明	里
10	令和元年7月27日	午後4時10分	タ	西和賀町	沢内字鍵飯地内	農作業中	60代	男性	不明	ラジオ・鈴・スプレー	里
11	令和元年8月5日	午前5時30分	朝	遠野市	上郷町佐比内8地割地内	散歩中	80代	男性	重症	不明	里
12	令和元年8月13日	午前6時45分	朝	釜石市	大字釜石第8地割地内	ランニング中	80代	男性	重症	不明	Щ
13	令和元年8月22日	午前7時45分	朝	雫石町	橋場荒沢地内	放獣作業中	70代	男性	軽傷	無	Щ
14	令和元年9月21日	午前8時30分	朝	八幡平市	八幡平の登山道	登山中	50代	男性	軽傷	不明	Щ
15	令和元年9月27日	午前6時00分	朝	釜石市	鵜住居町第2地割地内	きのこ狩り中	70代	男性	重症	無	Щ

	平成30年度【12件12名】*平成31年3月31日現在										
番号	年月日	時刻			被害発生場所	状況	年齢	性別	被害の 程度	予防対策	里/山
1	平成30年5月5日	午前7時00分	朝	大槌町	金澤第29地割地内	山菜採り	80代	男性	重傷	不明	ョ
2	平成30年5月17日	午後3時00分	タ	大船渡市	日頃市町中甲子地内	渓流釣り	80代	男性	重傷	不明	巨
3	平成30年6月1日	午前9時30分	朝	八幡平市	細野地区鍋越沢	山菜採り	60代	男性	重傷	不明	Щ
4	平成30年6月26日	午後6時00分	タ	岩泉町	穴沢小船地内	山菜採り	80代	男性	軽症	不明	Щ
5	平成30年7月12日	午後1時35分	昼	盛岡市	浅岸字木々塚12-2	山道散策中	80代	男性	軽症	無	Щ
6	平成30年7月29日	午後2時30分	昼	遠野市	土淵町栃内(国有林内)	林道走行中	60代	男性	軽症	不明	Щ
7	平成30年7月30日	午前5時00分	朝	遠野市	上郷町細越地内	自宅裏山の蜂蜜見回り中	80代	男性	重傷	不明	Щ
8	平成30年8月4日	午前5時20分	朝	雫石町	西安庭48地割地内	ポンプ小屋確認中	60代	男性	軽症	不明	里
9	平成30年8月10日	午前5時30分	朝	紫波町	山屋字夏梨子地内	自宅桃畑に設置したわな点検中	60代	男性	重傷	不明	里
10	平成30年9月6日	午前11時00分	昼	田野畑村	目名地内	草刈とくるみ拾い中	60代	女性	重傷	出没情報収集	Щ
11	平成30年9月23日	午前10時00分	昼	八幡平市	松尾寄木地内	きのこ採り中	60代	男性	重傷	不明	山
12	平成30年10月31日	午前9時00分	昼	花巻市	太田地内	伐採作業中	80代	男性	重傷	不明	山

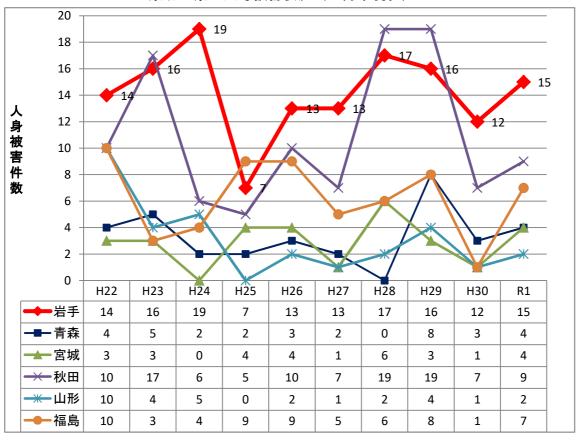


資料2-2

出没数及び人身被害の状況

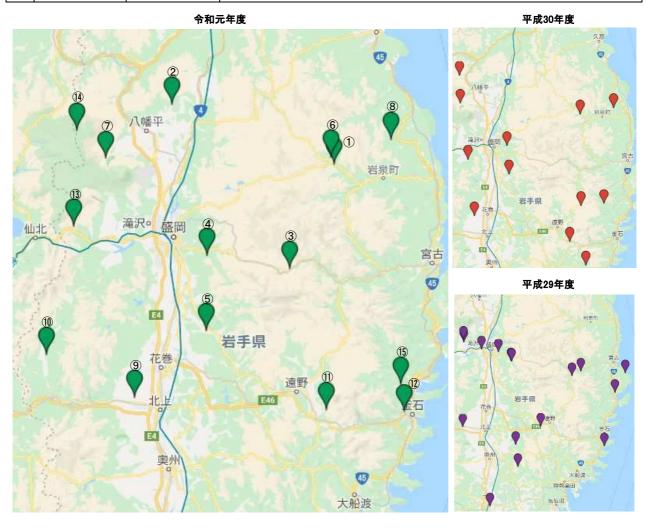


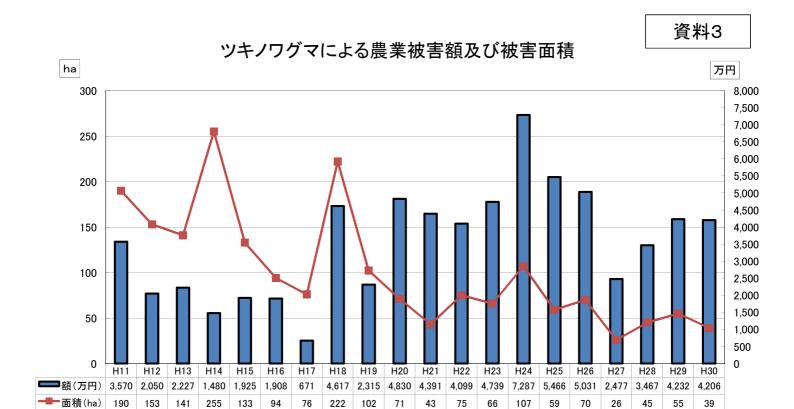
東北6県の人身被害状況(9月末現在)

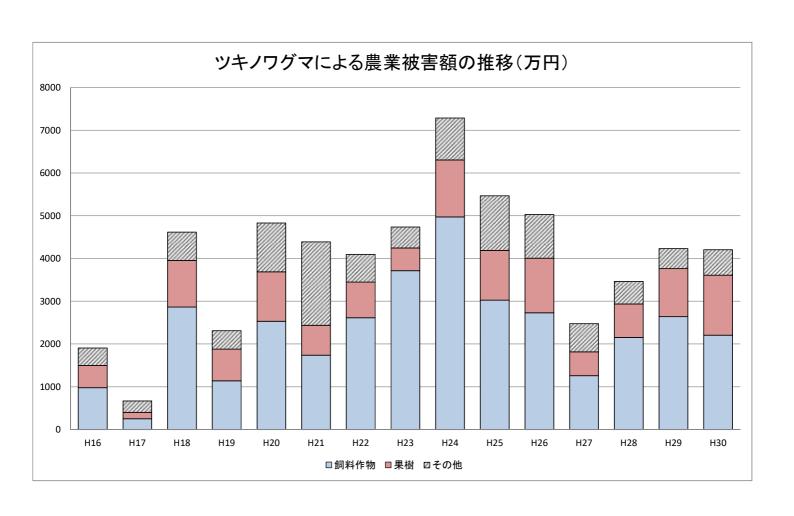


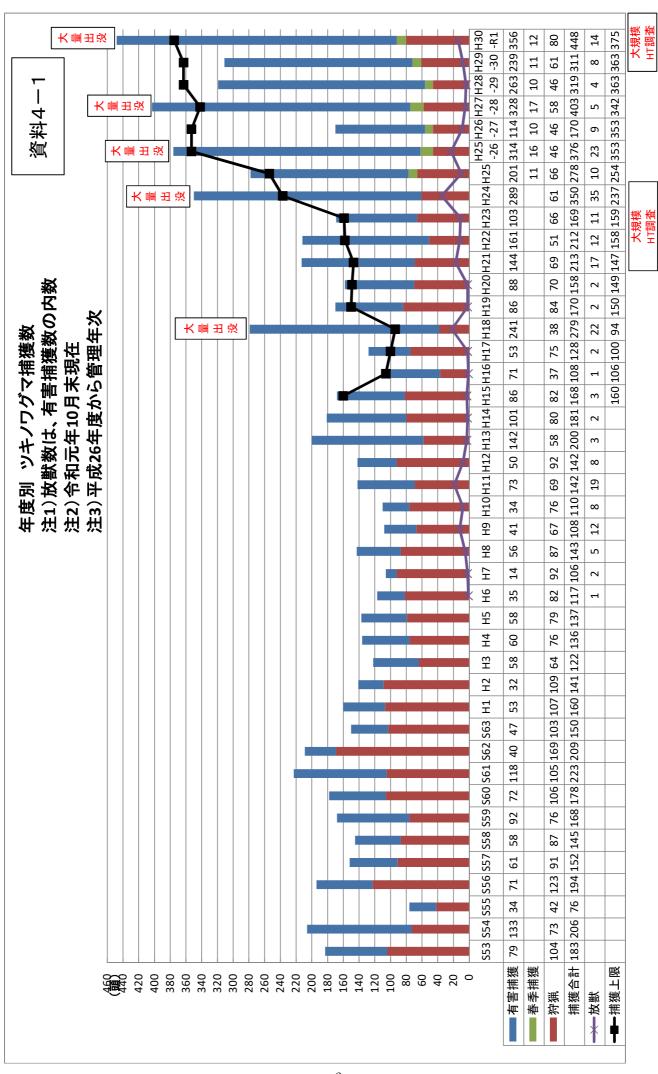
令和元年度ツキノワグマによる人身被害発生場所

No.	年月日	時刻	詳 細
1	平成31年4月28日	午後2時20分	山菜採りの最中に急にクマに襲われた。
2	令和元年5月4日	午後0時00分	山菜採り中に2名がクマに襲われた。
3	令和元年5月14日	午前6時00分	山菜採り中クマに遭遇し、顔面と頭部に切創を負った。
4	令和元年5月14日	午前11時35分	山菜採り中クマに襲われ、右前腕部・顔面の挫創を負った。
⑤	令和元年5月23日	午前11時40分頃	田植替作業中クマに襲われ、右上顔面を負傷した。
6	令和元年5月25日	午後1時30分	林業作業のためオートバイで走行中、クマと衝突し転倒。クマにひっかかれ、左目まぶたや左 耳、左後頭部から出血した。
7	令和元年6月27日	午前8時20分	工事作業の準備のため重機に乗車する際、クマに襲われた。
8	令和元年7月7日	午後8時00分	自宅から庭先に出たところ北方面より現れたクマに襲われた。
9	令和元年7月14日	午後0時30分	散歩中に親子のクマに襲われ、顔、頭、左腕に軽傷を負った。
10	令和元年7月27日	午後4時10分	自宅近くの水田で農作業中、背後からクマに襲われ、腕と足をひっかかれけがを負った。
11)	令和元年8月5日	午前5時30分	散歩中子連れのクマに襲われ顔面に重傷を負った。
12	令和元年8月13日	午前6時45分	ランニング中に子クマを発見し、直後に現れた別のクマに襲われ、右耳を裂傷した。
13	令和元年8月22日	午前7時45分	放獣作業中、わなから飛び出したクマが、車の運転席側から右腕に噛み付いた。
14)	令和元年9月21日	午前8時30分	八幡平を登山中に子連れのクマと遭遇し、成獣に襲われ左腕を噛まれて負傷した。
15)	令和元年9月27日	午前6時00分	きのこ狩り中親子グマに遭遇し、親グマに襲われ頭部を裂傷した。



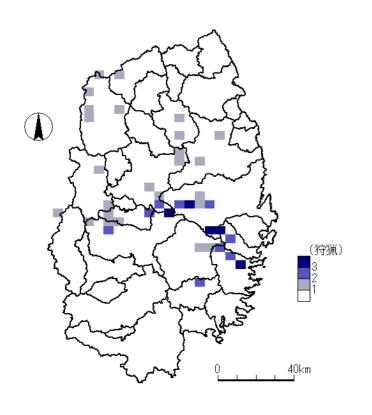








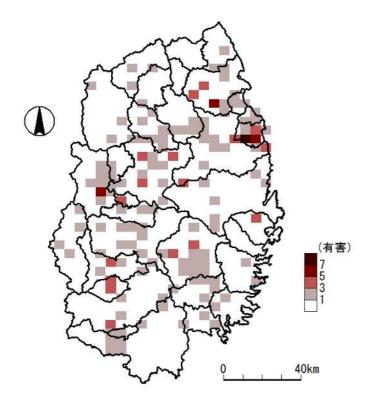
資料4-2

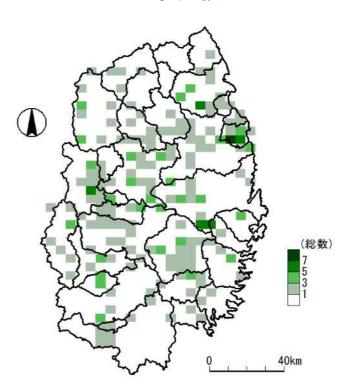


(春季) 0 40km

H30狩猟

R元春季捕獲



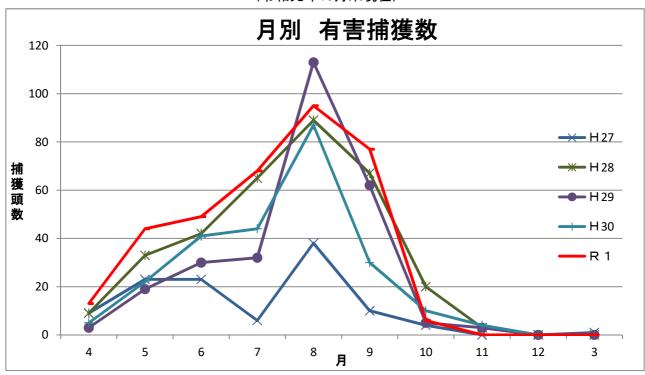


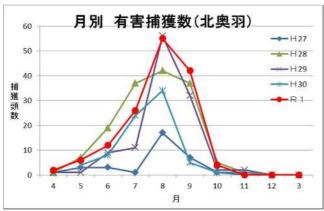
R元有害捕獲

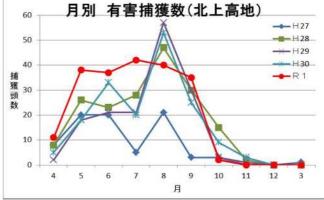
H30-R元捕獲合計

H30~R元年次 有害捕獲 月別捕獲状況

(令和元年10月末現在)







資料6-1

堅果類豐凶調査結果



調査結果:目視による対象木20本の調査結果、調査定点の着果状況を5段階で評価したもの。

全調査定点の平均

- ・コナラ/ミズナラ:北奥羽 1.25(—) ・コナラ/ミズナラ:北上高地 1.43(0.47)
- ・ブナ 0.38(2.85)

【参考】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	備考
コナラ/	_	_	_	_	_	1.25	北奥羽
ミズナラ	1.4	1.18	0.45	0.75	0.47	1.43	北上高地
ブナ	0.49	3.61	0.55	1.09	2.85	0.38	北奥羽

プレスリリース

令和元年11月12日 東北森林管理局

令和元年度のブナの結実状況について

林野庁東北森林管理局では、毎年度、管内(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県) の145箇所でブナの結実状況を調査しています。

このたび、令和元年度の結実状況の調査結果がまとまりましたので、お知らせします。 この結果によると、今秋のブナの結実は、青森、岩手、宮城、秋田、山形の各県とも大 凶作でした。

なお、この情報は研究機関等に提供していくこととしています。

今年度の各県のブナの結実状況は下記のとおりです。

記

ブナの結実状況調査の結果 (県別内訳)

県名		結実物	犬況 (箇月	豊凶指数	 結実状況		
米 石	全体	部分	一部	非結実	計	豆凹铂奴	和大伙儿
青森県	0	1	19	18	38	0. 6	大凶作
岩手県	0	0	3	21	24	0. 1	大凶作
宮城県	0	0	2	4	6	0. 3	大凶作
秋田県	0	0	10	45	55	0. 2	大凶作
山形県	0	0	1	21	22	0.0	大凶作
計	0	1	35	109	145		



林野庁東北森林管理局 森林整備部 技術普及課 企画官(自然再生) 青山 TEL:018-836-2492

林野庁

(参考)

令和元年度のブナの結実状況について

1 本調査は以下により行っています。

【調査方法】

毎年度、東北森林管理局管内(青森、岩手、宮城、秋田、山形の5県)の145箇所(定点)において開花状況(初夏)及び結実状況(秋)を目視により調査しています。

【開花状況等の調査及び結実の予測】

箇所ごとに開花状況や開花割合等を調べています。(下表は開花状況の調査内容)

区分	開花(結実)状況	豊凶指数
全体	樹冠全体にたくさんの花(実)がついている	5
部分	樹冠上部に多くの花(実)がついている	3
一部	ごくわずかに花(実)がついている	1
非開花(非結実)	まったく花(実)がついていない	0

結実予測は、各調査箇所の調査結果を数値化、集計し豊凶指数を算出して、下表のとおり結実の 豊凶を推測します。

豊凶指数	豊凶区分
3.5以上	豊作
2.0以上3.5未満	並作
1.0以上2.0未満	凶作
1. 0未満	大凶作



【ブナの結実状況の調査と判定】

秋に結実状況を目視で調査し、開花時と同様の手法で豊凶を判定します。

2 最近3ヵ年の開花時の結実予測並びに結実状況は下表のとおりです。

年度	平成28年度	平成2	9年度	平成3	0年度	令和元年度		
県名	B 結実時 開花時 結実時		開花時	結実時	開花時	結実時		
青森県	大凶作 (0.5)	並作 (2.0)	凶作 (1.2)	並作 (2.0)	凶作 (1.2)	凶作 (1.6)	大凶作 (0.6)	
岩手県	大凶作 (0.0)	凶作 (1.4)	凶作 (1.2)	並作 (2.8)	凶作 (1.8)	大凶作 (0.8)	大凶作 (0.1)	
宮城県	大凶作 (0.0)	大凶作 (0.7)	大凶作 (0.7)	並作 (3.0)	並作 (2.5)	大凶作 (0.3)	大凶作 (0.3)	
秋田県	大凶作 (0.1)	凶作 (1.0)	大凶作 (0.7)	並作 (2.2)	凶作 (1.7)	大凶作 (0.6)	大凶作 (0.2)	
山形県	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.9)	大凶作 (0.4)	豊作 (4.0)	豊作 (3.9)	大凶作 (0.1)	大凶作 (0.0)	

()は豊凶指数

これまでの調査結果は東北森林管理局ホームページをご参照下さい。

(http:www.rinya.maff.go.jp/tohoku/sidou/buna.html)

注:豊凶指数1.0未満でも一部に開花・結実が見られる場合もあり、誤解を避けるため、平成29年度から豊凶区分の「皆無」を「大凶作」に変更しました。

痕跡調査における痕跡数と目撃数

資料7

0.02

0.1

1 痕跡数及び目撃数

【西和賀町】

R1

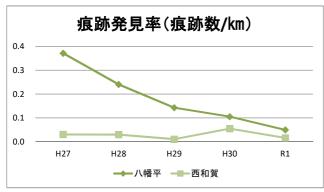
180

0

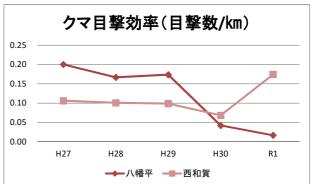
	年度	調査距 離 (km)	クマ棚数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣 目撃	成獣 目撃	クマ 目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
	H27	66	6	0	2	0	2	1	6	7	0.03	0.11
ı	H28	268	0	2	8	0	8	9	18	27	0.03	0.10
ı	H29	284	1	0	3	0	3	3	25	28	0.01	0.10
ı	H30	73	2	0	4	0	4	0	5	5	0.05	0.07
	R1	63	9	5	1	0	1	10	1	11	0.02	0.17

【八幡平市】 調査距 クマ 目撃(計) 痕跡 幼獣 成獣 クマ棚数 年度 爪痕 足跡 糞 痕跡/距離 目撃/距離 (足跡・糞) 目擊 目擊 0.20 H27 35 0 13 0.4 2 H28 13 0 13 2 9 0.2 0.17 H29 98 14 0 14 5 12 17 0.1 0.17 1 H30 95 8 8 2 10 0.1 0.04 2 3

9



10



0

2 出没件数

年度	八幡平市	西和賀町	全県
H27	59	59	1,370
H28	196	63	3,070
H29	127	91	2,575
H30	107	51	2,612
R1(10月末)	107	96	2,699

